

東京都北区ふるさと納税返礼品及び提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により当区へ寄附を行った区外在住者に対して、感謝の意を表す商品やサービスを贈呈することにより、区のシティプロモーションの推進、地域経済の活性化、観光促進等を図るため、寄附者への返礼品及び提供事業者を募集する。なお、今回募集した返礼品は原則、令和8年10月に返礼品の掲載及び受付開始とする。

2 募集事業者の要件

登録できる事業者は

「別添 東京都北区の返礼品に係る基準」Ⅰ.北区における返礼品提供事業者の基準を満たすものとする。

3 返礼品

(1) 返礼品の採用要件

返礼品は平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に掲げる基準及び「別添 東京都北区の返礼品に係る基準」Ⅱ.北区における返礼品基準を満たすことを前提に、原則として次に掲げるすべての要件を満たすものとする。その他、国が通知等で定める返礼品に関する基準に適合するものであること。

- ① 品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定もしくは数量限定で供給するものは提供することとする。
- ② 飲食物については、寄附者に到着後、一定期間の消費期限又は賞味期限を有していること。
- ③ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法など関係法規を遵守しているものであること。
- ④ 宿泊や体験型返礼品等の役務の提供については、その全部もしくは大部分が北区内で提供されるものであること。また、利用にあたり一定の期間を設けること。
ただし、イベント等で日時が指定されている場合は除く。
- ⑤ チケットの発券を伴う場合には、転売対策の措置を講じていること。
- ⑥ イベント等への参加権利については当該イベントの中止時の寄附の取扱いについてあらかじめ区と協議を行うこと。
- ⑦ エステ及びそれに類するもの、マッサージ及びそれに類する返礼品でないこと。

(2) 返礼品の発送について

- ① 区が発注してから原則一ヶ月以内に寄附者へ返礼品を送付すること。ただし、返礼品の提供において期間が限定されている場合は遅滞なく送付すること。
- ② 返礼品の発送については、原則返礼品の配送状況を隨時確認できる方法を利用して発送すること。
- ③ 区より、区のPRのための資料の同梱を依頼された場合は送料に変更のない範囲でできる限り協力すること。
- ④ 自社の商品カタログやチラシ等の同梱については、送料に変更のない範囲で同梱することができる。

（3）返礼品の再送について

不良品等によるクレーム、返礼品の未着等により商品の回収及び再配送を行った場合の費用負担については、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、寄附者の都合や過失等返礼品提供事業者の責めに帰さない理由により再配送を行った場合は、区と事前に協議しその費用負担を決定する。

（4）返礼品の提供価格及び必要寄附額

返礼品の提供価格には、原則として商品代金、サービス料、諸税、送料、梱包費用及びその他事務経費を含むものとする。

寄附金額は総務省の基準に基づき、返礼品の提供価格に3分の10をかけた金額（千円未満切り上げ）を原則とし、区が定める。

（5）返礼品品目数の調整等

1 事業者あたりの応募品目数は、登録返礼品総数、返礼協力事業者の登録数及び返礼品の提案内容を踏まえて制限を行う場合がある。カラーバリエーションや額面違いの同種類の数量や重量が異なる返礼品については1品目として扱うこととする。

（6）返礼品掲載のポータルサイトについて

返礼品として採用された場合は、原則として当該返礼品の画像、紹介文、事業者名などを区が契約するふるさと納税返礼品ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という）に掲載する。掲載にあたっては次の内容を了承すること。

- ① 区が契約するポータルサイトの種類によって、掲載されるポータルサイトが隨時変更となる可能性があること。
- ② ポータルサイトが定める掲載の基準等により、返礼品の情報掲載までに一定期間を要する場合や掲載できない場合があること。
- ③ 掲載するポータルサイトによっては、別途ポータルサイトまたは北区がふるさと納税業務委託を行う中間事業者とのやり取りによるページ作成が必要となる場合があること。
- ④ 在庫状況等により、一部ポータルサイトのみの掲載となる場合があること。
- ⑤ 今後他のふるさと納税ポータルサイトを追加する場合があること。その際は原則、追加となったポータルサイトへの掲載もできること。

4 申請について

（1）提出書類

- ① 北区ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書（様式1）
- ② 返礼品提案書（様式2）
- ③ 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容がわかる資料
- ④ 誓約書（様式3）
- ⑤ 返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明様式（様式4）
※第3号返礼品（区内製造）に該当する返礼品の場合に提出すること。
- ⑥ 当該返礼品画像（複数提出可。全景の画像は必須とする。）

（2）提出方法

原則として電子メールによる書類提出とする。電子メールによる提出が困難な場合には郵送で提出すること。なお、誓約書は代表印を押印した pdf データを提出する

こと。

提出先：北区役所税務課税務係
住 所：〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
E-mail：furusato@city.kita.lg.jp
件 名：「【事業者名】ふるさと納税返礼品協力事業者申請」
※件名の先頭に事業者名を入れること。

5 返礼品の登録期間及び変更、廃止について

（1）登録期間

登録された返礼品の登録期間は当該年度末までとする。登録終了の1か月前までに双方いずれからも変更及び廃止の申出が無い限り、1年間延長され、以降も同様とする。

（2）変更及び廃止について

- ① 返礼品の追加等認定項目の変更及び取消をする場合は、「北区ふるさと納税返礼品登録内容変更申請書」（様式5）に必要事項を記入して速やかに提出すること。変更の場合は「返礼品提案書」（様式2）も併せて提出すること。
- ② 返礼品提供事業者を辞退する場合及び事業者情報に変更があった場合は、「北区ふるさと納税返礼品登録内容変更申請書」（様式5）に必要事項を記入して速やかに提出すること。
- ③ 返礼品協力事業者及び返礼品の登録後、次の事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合がある。
 - I 返礼品協力事業者の要件や返礼品の採用要件を満たしていないことが判明した場合
 - II 返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合
 - III 返礼品の登録内容に虚偽があった場合
 - IV 区のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
- ④ 返礼品提供事業者が、③のIからIVまでの内容に該当した場合において、その原因が事業者の故意又は重大な過失による場合は、契約不履行の違反金及び実際の損害額を上限として区及び寄附者へ損害を賠償しなければならない。

6 書類の保存及び調査について

（1）書類の保存

提供する返礼品が、3（1）に例示される関連法令等にて遵守すべき事項が記載された書類を区が調査・確認を求めた場合に、遅滞なく提出できるよう整理・保存に努めること。

（2）調査

区は、定期的に事業者に対し必要な調査及び確認を行うことがある。また、提供する返礼品が3（1）の要件を満たさないこと等返礼品としての提供に疑義が生じた場合は、区は当該事業者へ立入検査又は調査をし、（1）の書類の提出を含めた報告を求めた場合は遅滞なく応じること。

7 結果の通知について

3に定める要件を満たす応募事業者が提出した4(1)に定める提出書類に基づき、総合的に判断して区が提供事業者・返礼品等を決定する。なお、結果については区から申込者へ通知する。

8 その他留意事項

- (1) 個人情報の取扱いについては「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び関係法令を遵守すること。
- (2) 返礼品の品質等に関する苦情や保証に関しては、区は一切責任を負わない。事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、寄附者から苦情があった場合及び寄附者へ補償した場合はその内容を区へ報告すること。
- (3) 返礼品提供事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等について区は、北区ふるさと納税に関する広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- (4) 本要項に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、区と協議のうえ解決するものとする。
- (5) 応募結果及び5(2)③に該当した場合の返礼品の決定取消に関する異議申立て及び問い合わせについては、区は応じない。
- (6) 区において、返礼品の手配、寄附者データの適正管理、寄附者からの問い合わせ対応など効率的な運営のために中間事業者への業務委託を予定している。ふるさと納税の業務委託が行われる場合は必要に応じて区が指定する中間事業者と返礼品に係る契約等の事務手続きを行うこと。

9 問い合わせ先

北区区民部税務課税務係

住 所：〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号

電 話：03-3908-1114

E メール：furusato@city.kita.lg.jp